

○袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例施行規則

令和2年12月28日規則第43号

袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例（令和2年袋井市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(幼稚園、小学校等に準ずる施設)

第2条 条例第2条第9号アに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設

(2) 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設

(受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設)

第3条 条例第2条第9号イに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（専ら同法第97条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に掲げるものその他20歳未満の者が主として利用するものに限る。）

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法

第145号) 第2条第12項に規定する薬局

(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院

(5) 施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。)の用途に供する施設

(6) 袋井市児童館条例(平成17年袋井市条例第106号)第2条に規定する児童館

(7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター

(適用除外)

第4条 条例第13条第2号に規定する規則で定める場所は、集会場その他これに準じる施設のうち公衆の出入りする場所とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。